

納 税 環 境 整 備

(地方税関係)

目 次

【納税者利便の向上・課税の適正化】

納税者の信頼確保に向けた主な施策（地方税関係）	1
納税者の利便性向上	2
地方税の申告手続等の電子化 について	3
e L T A X（エルタックス）とは	4
エルタックスの普及状況	5
地方団体における徴収体制の強化	6
コンビニエンス・ストアへの地方税の収納委託	7
クレジットカードを利用した地方税の納付	8
徴収対策に資する地方税制の見直し	9
公的年金からの特別徴収	10

【罰則・脱税】

石油製品の相違	12
不正軽油の各流通過程における罰則	13
軽油引取税における罰則の創設・引上げ【平成16年度・18年度税制改正】	14

納税者利便の向上・課税の適正化

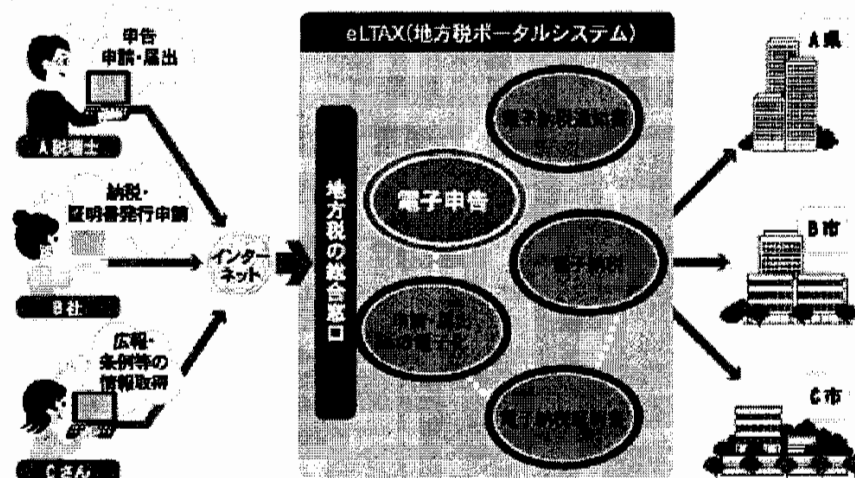
納税者の信頼確保に向けた主な施策（地方税関係）

	主 な 施 策	備 考
昭和 56 年	・脱税に係る懲役刑及び公訴時効期間の強化・延長 ・脱税に係る更正決定の期間制限の延長	・ 3 年 ⇒ 5 年 ・ 5 年 ⇒ 7 年
昭和 59 年	・白色申告者に対する記録保存制度及び記帳制度の創設 ・官公署等への協力要請規定の創設 ・過少申告加算金の割合の引上げ ・原告が行うべき証拠の申出に係る規定の整備	・前々年又は前年中の所得について所得割を課された者等を対象 ・一律 5 % ⇒ 5 %・10 %
平成元年	・軽油引取税の脱税防止対策の強化	・脱税に係る罰則の引上げ等
平成 10 年	・帳簿書類の電子データ保存制度の創設 ・秘密漏えいに関する罪の罰金の引上げ	・スキャナ保存への対応（平成 17 年拡充） ・3 万円 ⇒ 30 万円
平成 11 年	・軽油引取税の脱税防止対策の強化	・輸入等に係る故意不申告罪の創設
平成 14 年	・郵便官署における納税証明書の交付 ・自動車税及び自動車取得税に係る申告書様式の統一 ・固定資産税路線価等の公開	
平成 15 年	・地方税収納事務の民間委託の開始 ・固定資産課税台帳の縦覧制度の拡充 ・固定資産課税台帳の閲覧制度、評価額等の証明制度の創設	・コンビニエンスストア等への地方税の収納委託
平成 16 年	・軽油引取税の脱税防止対策の強化 ・軽自動車税に係る申告書様式の統一	・不正軽油等譲受罪の創設等
平成 17 年	・地方税の電子申告の運用開始 ・都道府県が特例として行う個人住民税の徴収・滞納処分の要件緩和 ・自動車保有関係手続のワンストップサービスの運用開始 ・軽油引取税の脱税防止対策の強化	・夜間の強制調査に係る規定の整備
平成 18 年	・給与支払報告書の提出範囲の拡大 ・県域を越える自動車の転出入に係る自動車税の月割計算の廃止 ・軽油引取税の脱税防止対策の強化 ・郵便等により提出される書類の発信主義の適用範囲の拡大 ・不申告加算金の割合の引上げ ・更正の請求制度の拡充	・供給者罰則の創設 ・一律 15 % ⇒ 15 %・20 %

納税者の利便性向上

(1) 地方税の電子申告、電子納付

- ・ 地方法人課税や固定資産税（償却資産）の電子申告。
平成19年1月～ 全都道府県・政令指定都市及び一部の一般市町村で稼働
- ・ （社）地方税電子化協議会におけるポータルサイト（エル・タックス）の運営。
- ・ マルチペイメントネットワーク（ペイジー）への接続による地方税の電子納付。



(2) コンビニエンスストアへの収納委託

- ・ 普通徴収による課税件数、納税者数が多数にのぼる自動車税、軽自動車税、固定資産税などについて、コンビニエンスストアに対して地方税の収納を委託。

(3) クレジットカードを活用した納付

- ・ 地方税法における第三者納付の規定を活用し、立替払い方式によるクレジットカードを活用した少額の地方税の納付の試行。

地方税の申告手続等の電子化について

1. 地方税電子化の経緯

- ・平成13年1月 「e-Japan戦略」決定
(税の申告・納付などがオンラインのできる電子政府の実現を目指す)
- ・平成14年6月 「e-Japan重点計画-2002」決定
(地方税など取扱件数が多い手続について電子化を推進)
- ・平成15年2月 行政手続オンライン化法施行
- ・平成18年1月 「IT新改革戦略」決定
(「2010年度までにオンライン利用率50%以上を達成」と目標を掲げる)
- ・平成18年7月 「重点計画-2006」決定
(「地方税における申告等のオンライン利用率の向上」を促進)

「電子政府の実現」のための重要な柱の一つとして、「地方税の電子申告」を推進中

2. 地方税電子化の進捗状況

○ 電子申告の運用団体

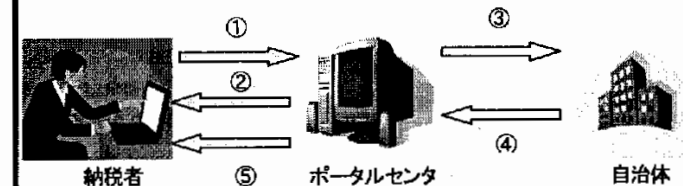
- ・平成15年8月 地方税電子化協議会設立(平成18年4月に社団法人化)
- ・平成17年1月 6府県稼働(岐阜県、大阪府、兵庫県、和歌山県、岡山県、佐賀県)
以降、年内に13都府県で稼働
- ・平成18年 全都道府県と13政令指定都市で稼働
- ・平成19年1月 全都道府県・政令指定都市及び一部の一般市町村で稼働
➡ 平成19年度以降、全国の市区町村へ拡大予定

○ 電子申告の対象税目(平成19年1月現在)

- ・都道府県 ……法人都道府県民税、法人事業税
- ・市 ……法人市民税、固定資産税(償却資産)
➡ 平成19年度以降、対象税目・手続を拡大予定

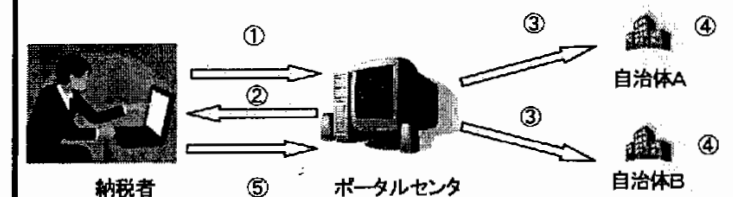
3. 地方税の電子申告の流れ

I. 利用届出



- ① 電子署名を用いて、電子申告システム(eLTAX)の利用届出を送信
- ② 即時通知の送信
- ③ 到達した利用届出データを自治体に送信。
- ④ 本人確認終了を通知。
- ⑤ 利用者ID・パスワードを通知(郵送)

II. 税の申告

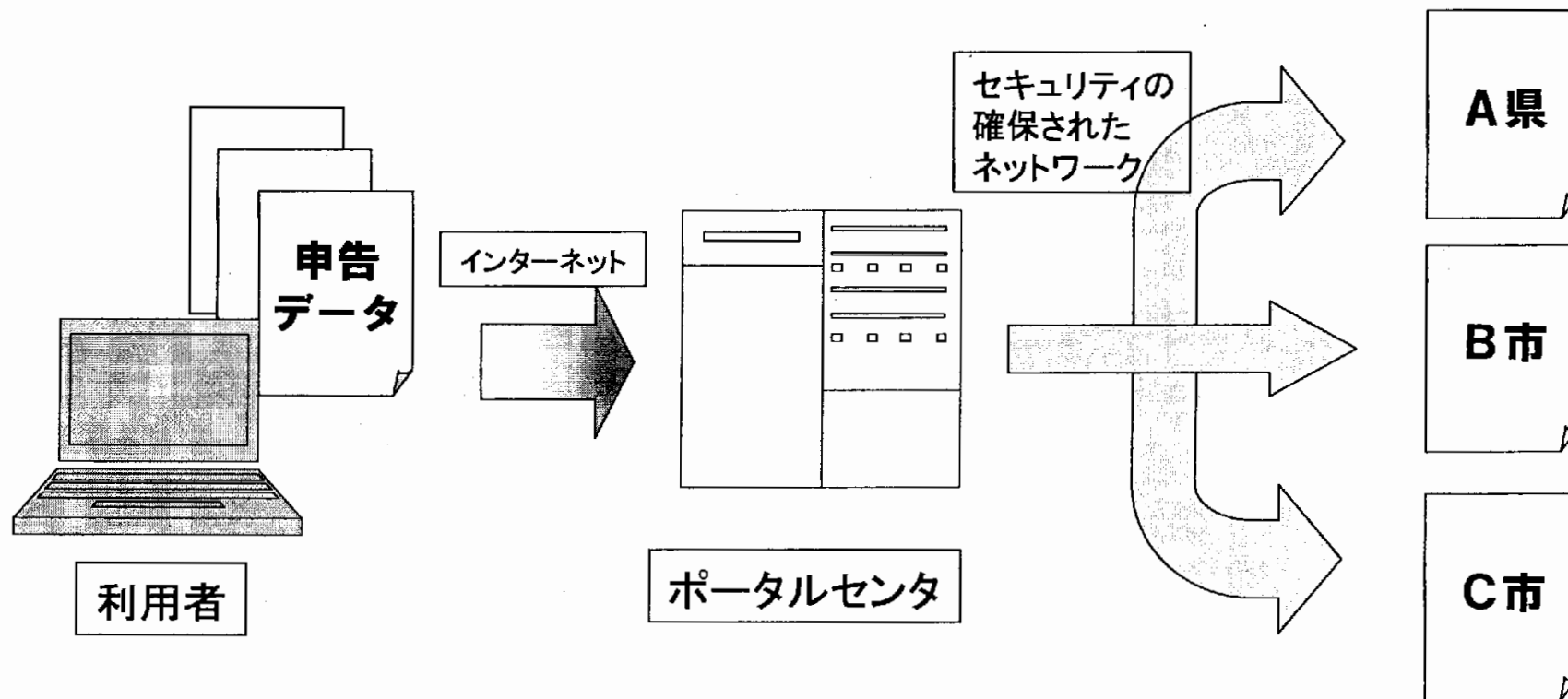


- ① 利用者ID及び電子署名を用いて、申告書データを送信
- ② 即時通知の送信
- ③ ポータルセンタにおいて到達した申告データをチェックし、提出先自治体に振り分けて送信。
- ④ 自治体において申告書審査。
- ⑤ ポータルセンタ内のメッセージボックスにアクセスし、審査結果を確認。

eLTAX(エルタックス)とは

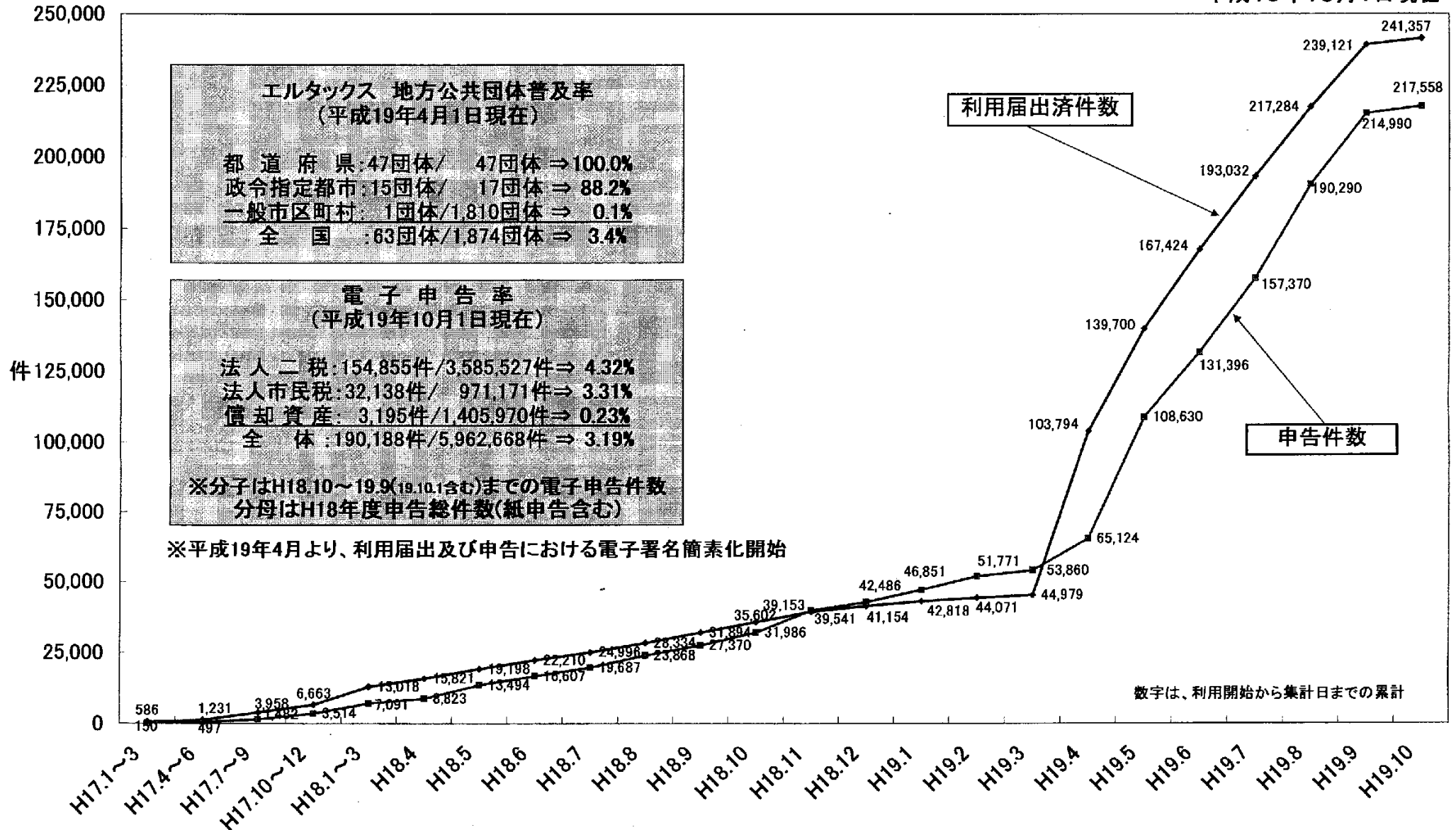
全国の地方公共団体が共同で運営する地方税の総合窓口システム

- 自宅やオフィスからインターネットで地方税の申告
- 提出先が複数の地方公共団体でもポータルセンタで一括受付
- ポータルセンタから各団体へ配信



エルタックスの普及状況

平成19年10月1日現在



地方団体における徴収体制の強化

(1) 人員、組織体制の強化

- ・ 非常勤職員や再任用職員の活用等を通じた人員体制の強化。
- ・ 滞納困難な事案に集中的・機動的に対応するための徴収対策室などの設置。
- ・ 未収の税、使用料、手数料等を一元管理する債権管理部局の設置。

(2) 滞納処分等の共同処理・広域化

- ・ 徴収困難な滞納案件等について、小規模な市町村ごとに徴収を行うよりも効率的・集中的な徴収や滞納処分等を行うため、一部事務組合等を設立。
- ・ 平成18年7月現在、1広域連合、20一部事務組合に316市町村が参画。

(3) 市町村に対する都道府県の職員派遣

- ・ 徴収や滞納整理に関するノウハウが乏しい市町村に対し、専門的な知識を有する都道府県職員を一定期間派遣し、市町村職員の徴収スキルを向上。

(4) 滞納処分の強化

- ・ 滞納者が保有する自動車に対する一斉差押えやタイヤロックなどの実施。
- ・ 差押財産に関するインターネット公売の実施。
- ・ 差し押さえた美術品のオークション（競り売り）の実施。

(5) 民間委託の推進

- ・ 徴収に関するノウハウを有する民間事業者の活用（滞納者に対する自主的納付の呼びかけ 等）
- ・ 収納手法の多様化（コンビニエンスストアにおける収納、クレジットカードを利用した納付 等）

（参考）

- ・ 地方税の徴収に係る合理化・効率化の推進に関する留意事項について（平成17年4月1日付け総税企第80号）
- ・ 地方税の徴収対策の一層の推進に係る留意事項等について（平成19年3月27日付け総税企第55号）

コンビニエンス・ストアへの地方税の収納委託

納税環境整備の一環として、地方自治法施行令を改正（平成15年度）

- 平成15年度の地方税制改正の一環として、納税機会の拡大を図るため、「地方税の収納事務の私人への委託」を可能とする規定を整備（地方自治法施行令の一部改正）
- 国税においても、コンビニエンス・ストアへの納付委託が可能に（平成19年度改正）

コンビニエンス・ストアへの収納委託の状況（平成19年7月現在）

実施団体数	都道府県	32団体
	市町村	167団体
実施予定団体数	都道府県	9団体
	市町村	155団体

（注）主な対象税目は、都道府県は自動車税、市町村は個人住民税、固定資産税、軽自動車税である。

（参考）

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）（抄）

（歳入の徴収又は収納の委託）

第百五十八条の二 普通地方公共団体の歳入のうち、地方税については、前条第一項に規定する場合に限り、その収納の事務を適切かつ確実に遂行するに足る経理的及び技術的な基礎を有する者として当該普通地方公共団体の規則で定める基準を満たしている者にその収納の事務を委託することができる。

2 前項の規定により地方税の収納の事務の委託を受けた者（以下のこの条において「受託者」という。）は、納税通知書その他の地方税の納入に関する書類に基づかなければ、地方税の収納をすることができない。

3～6（略）

クレジットカードを利用した地方税の納付

クレジットカード納付に係る規定(地方税法、地方自治法)

- クレジットカードによる地方税の納付 → 第三者による地方税の納付
- 地方自治法の改正(平成18年6月)により、クレジットカードによる公金納付の明確化及び納期限の特例の創設

地方税法(昭和25年法第226号) (抄)

(第三者の納付又は納入及びその代位)

第20条の6 地方団体の徴収金は、その納税者又は特別徴収義務者のために第三者が納付し、又は納入することができる。

クレジットカード納付の事例

藤沢市(神奈川県)

- 平成18年5月1日～5月25日に「実証研究」として実施 平成19年度は5月1日～5月31日に実施
- 対象税目…軽自動車税
- 納付方法…藤沢市ホームページ(専用サイト「軽自動車税納付サイト」)から、カード情報等を入力して納付
- 手数料…藤沢市が全額負担(税額の一定割合)

玉城町(三重県)

- 平成19年4月1日から実施
- 対象税目(個人分のみ)…軽自動車税、固定資産税、住民税(ほか、国民年金保険料、保育料、水道料金等も対象)
- 納付方法…町役場窓口においてカードを提示して納付(インターネットによる納付は不可)
- 手数料…玉城町が全額負担(税額の一定割合)

宮崎県

- 平成19年5月～8月の間実施
- 対象税目…自動車税
- 納付方法…ヤフーの専用サイト(「Yahoo! 公金支払い」)から、カード情報等を入力して納付
- 手数料…宮崎県と納税者双方が税額に関わらず一定額を負担(県:105円、納税者:315円)

徴収対策に資する地方税制の見直し

(1) 給与支払報告書の提出範囲の拡大（個人住民税）

（背景）フリーターなど年の途中で職を変わる者、短期間雇用者等について、個人住民税の課税に必要な所得情報の把握状況を向上させるため。

[改正前]

毎年1月1日において給与の支払いを受けていない者については、給与支払報告書（給与支払者→市町村）の提出義務なし。



[⑪改正後]

年の途中で退職等した者（支払金額30万円以下の者を除く）についても、給与支払報告書の提出を義務づけ。

(2) 市町村から都道府県への徴取引継の拡大（個人住民税）

（背景）市町村が行っている個人住民税の徴収について、特例として都道府県が滞納処分を含めた徴収を引き継ぐ制度について、より効率的・機動的な徴取引継を可能とするため。

[改正前]

- ・徴取引継期間の上限は3ヶ月。
- ・引継は地域ごとに全て引き継ぐ必要有り。



[⑪改正後]

- ・徴取引継期間の上限を1年に拡大。
- ・徴収困難事案などに限定した引継が可能となるよう要件緩和。

(3) 県域を越える自動車の転出入に係る月割課税の廃止（自動車税）

（背景）転居や中古車の売買などで県域を越える自動車が増加（約200万件／年）してきたことから、月割課税に伴う新たな課税や還付に要する事務負担を軽減するため。

[改正前]

所有権の移転等があった月において、従前の所有者に対して月割還付、新たな所有者に対して月割課税。



[⑪改正後]

年度末に所有権の移転等があったものとみなし、月割課税を廃止。（施行は⑮～）

公的年金からの特別徴収

平成19年度の税制改正に関する答申(抄)

平成18年12月1日
政府税制調査会

(2) 円滑・適正な納税のための環境整備

また、公的年金受給者の納税の利便性を向上させるとともに、市町村における徴収事務の効率化を図る観点から、所得税や介護保険料と同様に個人住民税についても、公的年金からの特別徴収（天引き）を速やかに実施すべきである。

平成20年度厚生労働省概算要求の概要(抄)

第8 年金記録問題等への対応

2 日本年金機構発足へ向けた組織改革及び業務改革の推進

(2) 業務改革の推進

○ 社会保険オンラインシステムの見直し 1,461 億円 【⇒うち約10.3億円】

公的年金受給者に係る税・社会保険料の徴収方法の比較

所得税

公的年金等の支払の都度、支払金額に応じ公的年金等の支払者が算出した金額を天引き(源泉徴収)

公的年金等の所得は年末調整の対象になっていないため、源泉徴収された税額が総合課税の税額に比べて過不足が生じたときには、確定申告で精算。

介護保険料

公的年金の支払の都度、あらかじめ市町村から通知された金額を天引き(特別徴収)

国民健康保険料等

介護保険料と同様の天引き(特別徴収)制度を平成20年度から導入

個人住民税

天引き(特別徴収)なし(平成21年度を目途に導入できるよう準備中)

現在は、公的年金等支払者から市町村に対し提出される公的年金等支払報告書又は確定申告書に基づき、市町村が税額を計算・決定し、普通徴収により徴収。

【厚生労働省における公的年金からの特別徴収システム開発経費措置状況】

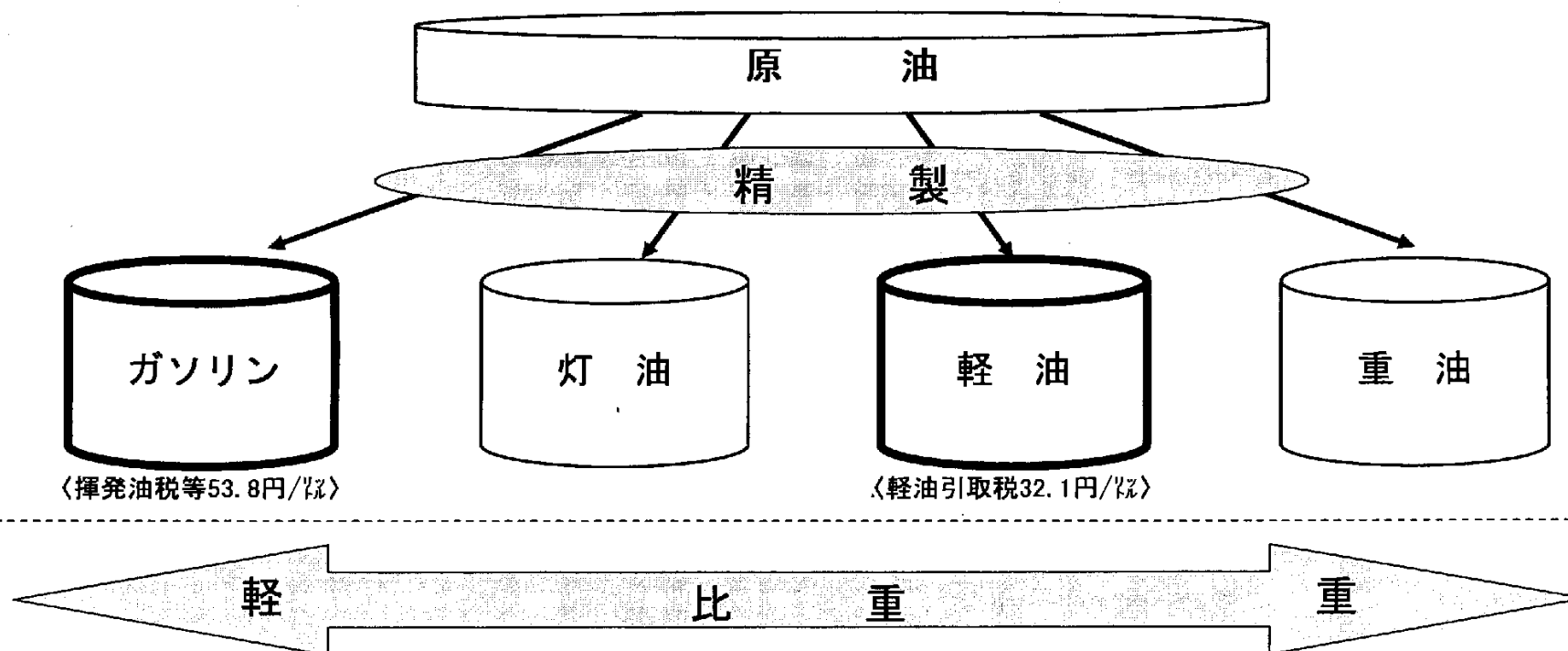
- 平成19年度 予算額 約 7.7億円
- 平成20年度 概算要求額 約10.3億円

罰則・脱税

石油製品の相違

石油製品の相違から生ずるポイント

- 比重が重い油と比重が軽い油を混和することにより、中間の油種を製造することができる。
＜例＞ 灯油＋重油＝軽油
- 重油を精製することにより、軽油を製造することもできる。



【注】揮発油税等53.8円/ℓとは、揮発油税48.6円/ℓと地方道路税5.2円/ℓとの合計をいう。
ガソリン、灯油、軽油及び重油には、石油製品関税（0.17円/ℓ）及び石油石炭税（2.04円/ℓ）がかかる。

不正軽油の各流通過程における罰則

不正軽油の流通過程

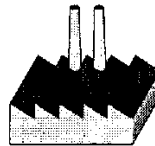
いわゆる供給者罰則

製造等の承認を受ける義務違反の罪

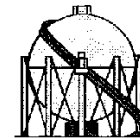
いわゆる不正軽油等譲受罪



原材料等の提供



不正軽油の製造



不正軽油の保管



不正軽油の運搬



不正軽油の販売等

平成18年度に罰則創設

平成16年度に罰則強化

平成16年度に罰則創設

原材料等の提供

不正軽油製造の用に供されることを知りながら、原材料等を提供した者に対する罰則（地方税法第700条の22の3第2項）

製造

製造等の承認を受ける義務等に関する罪（地方税法第700条の22の3第1項）

保管

不正軽油であることを知りながら、これを保管した者に対する罪（地方税法第700条の22の3第3項）

運搬

不正軽油であることを知りながら、これを運搬した者に対する罪（地方税法第700条の22の3第3項）

販売・購入

不正軽油であることを知りながら、これを有償若しくは無償で取得し、又は処分の媒介若しくはあっせんをした者に対する罪（地方税法第700条の22の3第3項）

軽油引取税における罰則の創設・引上げ【平成16年度・18年度税制改正】

項 目	改正前			改正後			
	懲役刑	罰金刑	倍数罰	懲役刑	罰金刑	倍数罰	法人重科
検査拒否等の罪 【平成16年度に罰則引上げ】 (第700条の9①・第700条の26①)	—	20万円 以下	—	1年 以下	20万円 以下	—	—
免税証の不正受給等による免税軽油の引取りの罪 【平成16年度に罰則引上げ】 (第700条の16①・第700条の19②)	5年 以下	200万円 以下	—	5年 以下	500万円 以下	—	—
製造等の承認を受ける義務違反の罪 【平成16年度に罰則引上げ】 (第700条の22の3①、⑥)	1年 以下	50万円 以下	—	5年 以下	500万円 以下	—	3億円 以下
いわゆる供給者罰則 【平成18年度に新設】 (第700条の22の3②、⑥)	—	—	—	3年 以下	300万円 以下	—	2億円 以下
いわゆる不正軽油等譲受罪(購入者罰則) 【平成16年度に新設】 (第700条の22の3③、⑥)	—	—	—	2年 以下	200万円 以下	—	1億円 以下
脱税犯 【平成16年度に罰則引上げ】 (第700条の28①、②、④)	5年 以下	200万円 以下	1倍罰	5年 以下	500万円 以下	1倍罰	—
不正受還付罪 【平成16年度に新設】 (第700条の28③、④)	—	—	—	5年 以下	500万円 以下	1倍罰	—

(注) 1. 網掛けが改正部分である。

2. 脱税犯においては、脱税額が罰金刑の上限を超える場合には、その上限にかかわらず、罰金の額をその脱税額以下とすることが認められており、「1倍罰」とは、罰金の額を脱税額(の1倍)以下とすることができることをいう。
3. 「法人重科」とは、事業者による組織的な犯罪の抑止の観点から、法人の業務に関し、代表者その他の従業者が違法行為を行った場合、その行為者を罰するとともに、法人に対して、行為者よりも高額な罰金を科することをいう。